

1 2 - 3 移動等円滑化経路を構成する廊下等

政 令	条 例
<p>第十九条第2項</p> <p>三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>第二十五条第1項</p> <p>一 令第十九条第二項第三号の規定によるものとする廊下等(次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。)に設けるものに限る。)は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。</p> <p>イ 病院又は診療所</p> <p>ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>ハ 集会場又は公会堂</p> <p>ニ 展示場</p> <p>ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>ト 博物館、美術館又は図書館</p> <p>チ 飲食店</p> <p>リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト (条例付加分含)

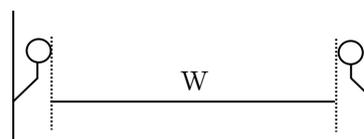
施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する)廊下等 (政令第19条第2項第3号) (条例第25条第1項第1号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④授乳場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか(1以上。条例第25条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る)	

[解説]

○移動等円滑化経路を構成する廊下等の規定である。

チェックリスト① (政令第19条第2項第3号イ)

○廊下に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。



チェックリスト②（政令第19条第2項第3号ロ）

○車椅子使用者が廊下の途中で方向転換するための場所を求めている。車椅子で廊下を移動中に目的の場所を通り過ぎてしまった場合、廊下の幅員が狭いと方向転換ができず、後ろ向きで移動せざるを得なくなるので、これを避けるため、その延長が50mを超えるような長い廊下には、車椅子を切り返ししながら方向転換するのに最低必要なスペースを設けなければならない。

○転回スペースについては、廊下の端から50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所として、最低でも140cm×140cmのスペースが必要となる。なお、各々の状況に応じて、次のように確保されることが望まれる。

- ・ 180° 転回の場合：幅140cm×奥行き170cm
- ・ 360° 回転の場合：150cm×150cm
- ・ 十字、T字の交差部：120cm×120cm

チェックリスト③（政令第19条第2項第3号ハ）

○移動等円滑化経路を構成する出入口（チェックリスト②（政令第19条第2項第2号ロ））を参照（P98）。

チェックリスト④（条例第25条第1項第1号）

○建築物内に授乳室等を設ける場合を除いて、条例第25条第1項第1号で規定する建築物（床面積の合計が5,000㎡以上のもに限る）においては、移動等円滑化経路を構成する廊下等に授乳場所を設けなければならない。

※授乳室等を設けた場合は、不特定多数の者が利用する利用居室となり、1以上を移動等円滑化経路としなければならないことに留意すること。

○授乳場所には、洗面器又は流し台、授乳用の椅子、おむつ交換用ベッド、汚物入れを設けることを基本とする。

○また、乳幼児設備があることを示す案内表示（案内用図記号の掲示）を行わなければならない。

乳幼児用設備の案内用図記号は、「JIS Z 8210（建築設計標準P185参照）」に定められている。

○なお、便所内の車椅子使用者用便房と授乳場所を兼用することは、本来の役割が異なる施設であり、衛生上の観点からも問題があるため認められない。

（設計の具体例が建築設計標準に示されている。建築設計標準P186、P187参照）

参考

〔法逐条解説〕 政令第19条：追補版P23～P28

〔建築設計標準〕 4 屋内の通路：P54～P59

15 ベビー休憩室：P184～P187